

「ちいさな」おもちゃの誤飲が 「重大」事故に！

事例①

子どもが**吸水樹脂ボール**を飲み込んでしまった。その夜嘔吐したため、すぐ病院を受診したところ、腸閉塞が認められ、開腹手術となった。腸に3センチ大に膨らんだおもちゃが詰まっていた。

(当事者11ヶ月)

※ 同様の事故が昨年度だけで3件消費者庁から公表されており、海外では死亡例も報告されています。



「子どもサポート情報」より

吸水樹脂ボールは、消臭剤・園芸用品・インテリア用品などにも使用されています。吸水前は小さな粒ですが、体内に入ると胃液や腸液を吸収して数倍の大きさに膨らみ、腸閉塞を起こす危険性があります。また、樹脂製品はレントゲンやCTに写りにくい特性があるため、誤飲したという情報がない場合、原因の特定、対応が遅れる可能性があります。

消費生活



通信

令和4年6月
vol.140

📍役場町民課

消費生活センター

☎27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です



「子どもサポート情報」より

事例②

マグネットパズルが壊れ、パーツから外れた磁石を子どもが2個誤飲した。腹痛と嘔吐があり受診し、検査の結果、お腹の中に磁石があることがわかった。排泄されなかったため、手術で磁石を取り出した。強力な磁力により、磁石が腸管壁を破っていた。

(当事者2歳)

※ 同様の事故が過去5年間で7件、消費者庁から公表されています。

マグネットを使った玩具が「パズル」「知育玩具」といったうたい文句で販売されています。非常に磁力の強いネオジム磁石が使用されているものがあり、複数の磁石を誤飲して消化管を挟んで引き合うと、血流が止まり壊死を起こすことがあり、大変危険です。

※ 3歳くらいまでの子どもは、なんでも口に入れて確かめようとする特性があります。

※ 日々の生活の中で、「目を離さない」ことだけで事故を防ぐのは限界があります。小さなお子さんがいるご家庭では、こうした重篤な事故を引き起こす可能性のある製品を「はじめから家の中に置かない」という選択肢も検討してください。

異物を飲んでしまったら、無理に吐かせず、急いで受診を!

同型品やパッケージ、購入履歴など、どんなものを飲んだのかわかるものが残っていれば持参してください。

対処方法、受診の必要性に迷う時は、こちらに相談してください。

■ 大阪中毒110番 072-727-2499 (24時間対応)

■ 小児救急医療電話相談 #8000 (19時～翌朝8時)

